



児童の権利に関する条約

条約締結の経緯と主旨

1989年秋、国際連合の総会において、18歳未満のすべての子どもの基本的人権を尊重することを目的に、「児童の権利に関する条約」が採択されました。この条約は、今もなお世界中に貧困、武力紛争、虐待などの困難な状況におかれている子どもが数多くいるという現実を踏まえ、子どもの尊厳を守り、生存、保護、発達などの権利を国際的に保障・促進していくために、国際児童年から10年間にわたって多くの国の参加による審議を経て作成されたものです。わが国では1990年秋にこの条約に署名し、1994年4月22日に批准しました。

この条約の内容は、特定の国の文化や法制度を偏重することなく、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有するものになっています。日本の、そして世界の子どもの尊厳を守り、生活の質を高めるために、一人でも多くの人の理解と支持をお願いします。

条約の主な内容(要旨)

- [1] 18歳未満のすべての子どもを対象とする。
 - [2] 子どもは人種、性、出身などで差別されてはならない。
 - [3] 子どもの成長のために、最善の利益を考慮する。
 - [4] 親は子どもを守り、指導する責任がある。
 - [5] すべての子どもは生きる権利を有する。
 - [6] 両親の意志に反して子どもを親から引き離してはならない。また、引き離すためには手続きがあり、接触を維持する権利を有する。
 - [7] 子どもは自由に考え、自分の意見を自由に表明し、自分を自由に表現し、自由に集う権利を有する。
 - [8] 子どもは虐待、放任、搾取等不当な取り扱いから守られる。
 - [9] 家庭環境を奪われた子どもは、保護及び援助を受ける権利を有する。
 - [10] からだなどが不自由な子どもは、適した援助を受け、自立及び積極的な社会参加を促進される。
 - [11] 子どもは教育を受ける権利を有する。
 - [12] 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加する権利を有する。
 - [13] 子どもは法律に反して自由を奪われることや、搾取されることから保護される。また、自由を奪われた場合も適正に取り扱われる権利を有する。
 - [14] 締約国は、この条約の内容を大人にも子どもにも広く

(外務省／国内広報室作成ポスター「児童の権利に関する条約」を参考。)



旭川市マタニティ&子育てサポートプラン

健やかに妊娠・出産・子育てにのぞめるよう、妊娠届出時に配付しています。

最新情報は、二次元コードから確認、ダウンロードできます。

おやこ応援課HP



必要な手続きや
準備がわかる!

西田・山口



表 裏

お問い合わせ おやこ応援課 ☎26-2395